

# 中華人民共和國民法典 知財関連条項（抜粋）

## 第一編 総則

**第二百二十三条** 民事主体は法により知的財産権を享有する。知的財産権とは、権利者が法により次の各号に掲げる客体について享有する専有権を指す。

- (一) 作品。
- (二) 発明、実用新案、意匠。
- (三) 商標。
- (四) 地理的表示。
- (五) 営業秘密。
- (六) 集積回路の回路配置。
- (七) 植物新品種。
- (八) 法律に定めるその他の客体。

## 第二編 物権

### 第二部 所有権

#### 第十八章 質権

**第四百四十条** 債務者又は第三者が処分権を有する下記の権利は、質権を設定することができる。

- (一) 為替手形、手形、小切手。
- (二) 債券、預金証書。
- (三) 倉荷証券、船荷証券。
- (四) 譲渡可能な基金の持分、株式。
- (五) 譲渡可能な登録商標専用権、専利権、著作権等の知的財産権における財産権。
- (六) 既存及び将来の売掛金。
- (七) 法律、行政法規に規定された質権として設定できるその他の財産権。

**第四百四十四条** 登録商標の専用権、専利権、著作権等の知的財産権において、財産権に質権を設定する場合、質権は質権設定の登記時から成立する。知的財産権におけ

る財産権の質権設定後、質権設定者はその譲渡又は他人への使用許諾をしてはならない。但し、質権設定者と質権者の協議により合意した場合を除く。質権設定者が質権の設定された知的財産権における財産権を譲渡し又は他人にその使用を許諾したことで得た所得は、質権者へ事前に債務を弁済するか又は供託しなければならない。

## 第三編 契約

### 第一部 通則

#### 第二章 契約の締結

**第五百一条** 当事者は、契約締結の過程において知った営業秘密又はその他の秘密として保持すべき情報について、契約が成立するか否かに関係なく、漏洩又は不当な使用をしてはならない。当該営業秘密又は情報の漏洩或いは不当な使用により相手に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

### 第二部 典型的契約

#### 第九章 売買契約

**第六百条** 知的財産権のある対象物を売る場合、法律に別段の規定があるか又は当事者に別段の約定がある場合を除き、当該対象物の知的財産権は買い手に帰属しない。

#### 第二十章 技術契約

**第八百四十三条** 技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、許諾、コンサルティング又はサービスについて締結した、相互の権利と義務を確立するための契約をいう。

**第八百四十四条** 技術契約の締結は、知的財産の保護及び科学技術の進歩に資し、科学技術成果の研究開発、転化、応用及び普及を促進しなければならない。

**第八百四十五条** 技術契約の内容は、一般的にプロジェクトの名称、対象物の内容、範囲及び要求、履行計画、場所及び方式、技術情報及び資料の秘密保持、技術成果の帰属と収益の配分方法、検収基準と方法、名詞と用語の解釈等の条項を含む。契約の履行に関する技術背景資料、フィジビリティ論証及び技術評価報告書、プロジェクト任務書及び計画書、技術標準、技術仕様、原設計及び工程文書並びにその他の技術文

書は、当事者の約定により契約の構成部分とすることができる。技術契約が専利に関わる場合、発明創造の名称、専利の出願人及び専利権者、出願日、出願番号、専利番号及び専利権の有効期間を明記しなければならない。

**第四百四十六条** 技術契約の代金、報酬又は使用料の支払い方法は当事者が約定し、一括計算かつ一括払い、又は、一括計算かつ分割払いの方式をとることもできれば、ロイヤリティ支払い又はロイヤリティ支払いかつ初期費用前払いの方式をとることもできる。ロイヤリティ支払いを約定した場合、製品の価格、専利の実施及び技術秘密の使用後に新たに追加された生産額、利益又は製品売上を一定の比率で受け取ってもよく、約定した他の方式で計算してもよい。ロイヤリティ支払いの比率は固定比率、逐年逦増比率又は逐年逦減比率をとることができる。ロイヤリティ支払いを約定した場合、当事者は関連会計帳簿の検査方法を約定することができる。

**第四百四十七条** 職務技術成果の使用権、譲渡権が法人又は非法人組織に帰属する場合、法人又は非法人組織は当該職務技術成果について技術契約を締結することができる。法人又は非法人組織が技術契約を締結して職務技術契約を譲渡する場合、職務技術成果の完成者は同等の条件で優先的に譲受する権利を有する。職務技術成果とは、法人又は非法人組織の業務・任務を実行し、又は主に法人又は非法人組織の物質的技術条件を利用して完成した技術成果をいう。

**第四百四十八条** 非職務技術成果の使用権、譲渡権が技術成果を完成した個人に帰属する場合、技術成果を完成した個人は当該非職務技術成果について技術契約を締結することができる。

**第四百四十九条** 技術成果を完成した個人は、関連技術成果文書に自分が技術成果の完成者であることを明記する権利、及び荣誉证书、奨励を取得する権利を有する。

**第四百五十条** 技術を不法に独占した、又は、他人の技術成果を侵害した技術契約は無効とする。

**第八百五十一条** 技術開発契約とは、当事者間で新技術、新製品、新製法、新品種又は新材料及びそのシステムの研究開発について締結した契約をいう。技術開発契約には、開発委託契約と共同開発契約が含まれる。技術開発契約は書面方式を用いなければならない。当事者間で実用価値のある科学技術成果の実施・転化について締結した契約は、技術開発契約の関連規定を準用される。

**第八百五十二条** 開発委託契約における委託者は、約定に従って研究開発費及び報酬を支払い、技術資料を提供し、研究開発の要求を提示し、協力事項を完成し、研究開発成果を受領しなければならない。

**第八百五十三条** 開発委託契約における研究開発者は、約定に従って研究開発計画を制定・実施し、研究開発費を合理的に使用し、期限通りに研究開発業務を完成し、研究開発成果を交付し、関連技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託者による研究開発成果の把握に協力しなければならない。

**第八百五十四条** 開発委託契約の当事者は、約定に違反して研究開発業務の停滞、遅延又は失敗を引き起こした場合、違約責任を負わなければならない。

**第八百五十五条** 共同開発契約の当事者は、約定に従って投資しなければならず、技術による投資、研究開発業務への分業参加、研究開発業務への提携・協力を含む。

**第八百五十六条** 共同開発契約の当事者は、約定に違反して研究開発業務の停滞、遅延又は失敗を引き起こした場合、違約責任を負わなければならない。

**第八百五十七条** 技術開発契約の対象物となる技術が既に他人によって公開されたことにより、技術開発契約を履行する意義がなくなった場合、当事者は契約を解除することができる。

**第八百五十八条** 技術開発契約の履行過程において、克服できない技術上の困難が発生したことにより、研究開発が失敗し又はその一部が失敗した場合、当該リスクは当事

者が約定するものとする。約定がないか又は約定が不明確で、本法第五百十条の規定に従っても確定できない場合、リスクは当事者が合理的に分担する。一方当事者は、前項に規定する研究開発の失敗又はその一部の失敗をもたらす可能性がある状況を発見した場合、速やかに他方当事者に通知するとともに適切な措置を講じて損失を低減しなければならない。直ちに通知しておらず、適切な措置も講じなかったことにより、損失が拡大した場合、拡大した損失について責任を負わなければならない。

**第八百五十九条** 開発を委託して完成した発明創造について、法律に別段の規定があるか又は当事者に別段の約定がある場合を除き、その専利出願の権利は研究開発者に帰属する。研究開発者が専利権を取得した場合、委託者は法により当該専利を実施することができる。研究開発者が専利出願権を譲渡する場合、委託者は同等の条件で優先的に譲受する権利を有する。

**第八百六十条** 共同開発によって完成した発明創造について、その専利出願の権利は共同開発当事者の共有に帰属する。一方当事者がその共有する専利出願権を譲渡する場合、その他の各当事者は同等の条件で優先的に譲受する権利を有する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。共同開発の一方当事者がその共有する専利出願権の放棄を表明した場合、当事者に別段の約定がある場合を除き、他方当事者が単独で出願するか又はその他の各当事者が共同で出願することができる。出願人が専利権を取得した場合、専利出願権を放棄した一方当事者は当該専利を無償で実施することができる。共同開発の一方当事者が専利出願に同意しない場合、他方当事者又はその他の各当事者は専利を出願してはならない。

**第八百六十一条** 開発委託又は共同開発によって完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び収益の配分方法は、当事者が約定するものとする。約定がない場合又は約定が不明確で、本法第五百十条の規定に従っても確定できない場合、同一の技術方案に対して専利権が付与されるまでは、当事者は使用と譲渡の権利を有する。但し、開発を受託した研究開発者は委託者に研究開発成果を交付する前に研究開発成果を第三者に譲渡してはならない。

**第八百六十二条** 技術譲渡契約とは、技術を合法的に有する権利者が既存の特定の専利、専利出願、技術秘密に関する権利を他人に譲渡するために締結した契約をいう。技術ライセンス契約とは、技術を合法的に有する権利者が既存の特定の専利、技術秘密に関する権利の実施、使用を他人に許諾するために締結した契約をいう。技術譲渡契約及び技術ライセンス契約における、技術を実施するための専用設備、原材料の提供又は関連技術コンサルティング、技術サービスの提供に関する約定は、契約の構成部分に属する。

**第八百六十三条** 技術譲渡契約には、専利権譲渡、専利出願権譲渡、技術秘密譲渡等の契約が含まれる。技術ライセンス契約には、専利実施許諾、技術秘密使用許諾等の契約が含まれる。技術譲渡契約及び技術ライセンス契約は書面方式を用いなければならない。

**第八百六十四条** 技術譲渡契約及び技術ライセンス契約は、専利の実施又は技術秘密の使用範囲を約定することができる。但し、技術競争及び技術発展を制限してはならない。

**第八百六十五条** 専利実施許諾契約は、当該専利権の存続期間内にのみ有効である。専利権の存続期間が満了した場合又は専利権が無効と宣告された場合、専利権者は当該専利について他人と専利実施許諾契約を締結してはならない。

**第八百六十六条** 専利実施許諾契約の許諾者は、約定に従って被許諾者に専利の実施を許諾し、専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない。

**第八百六十七条** 専利実施許諾契約における被許諾者は、約定に従って専利を実施しなければならない。約定以外の第三者に当該専利の実施を許諾してはならず、かつ約定に従って使用料を支払わなければならない。

**第八百六十八条** 技術秘密譲渡契約の譲渡人及び技術秘密使用許諾契約の許諾者は、約定に従って技術資料を提供し、技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、秘密保持義務を負わなければならない。前項に規定する秘密保持義務は、許諾者の専利出願を制限するものではない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

**第八百六十九条** 技術秘密譲渡契約の譲受人及び技術秘密使用許諾契約の被許諾者は、約定に従って技術を使用し、譲渡料、使用料を支払い、秘密保持義務を負わなければならない。

**第八百七十条** 技術譲渡契約における譲渡人及び技術ライセンス契約における許諾者は、自分が提供した技術の合法的な所有者であることを保証し、かつ提供した技術が完全、正確、有効なもので、約定の目標を達成できることを保証しなければならない。

**第八百七十一条** 技術譲渡契約における譲受人及び技術ライセンス契約における被許諾者は、約定した範囲と期間に従って、譲渡人、許諾者から提供された技術における未公開の秘密部分について秘密保持義務を負わなければならない。

**第八百七十二条** 許諾者は約定通りに技術を許諾しなかった場合、使用料の一部又は全てを返還し、かつ違約責任を負わなければならない。専利の実施又は技術秘密の使用が約定した範囲を超えた場合、又は約定に違反して第三者に当該専利の使用又は当該技術秘密の使用を無断で許諾した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定した秘密保持義務に違反した場合、違約責任を負わなければならない。譲渡人による違約責任の負担は、前項の規定を準用される。

**第八百七十三条** 被許諾者は約定通りに使用料を支払わなかった場合、使用料を追納しかつ約定通りに違約金を支払わなければならない。使用料の追納又は違約金の支払いを拒否した場合、専利の実施又は技術秘密の使用を停止し、技術資料を返還し、違約責任を負わなければならない。専利の実施又は技術秘密の使用が約定した範囲を超えた場合、又は許諾者の同意を得ずに第三者に当該専利の実施又は当該技術秘密の使用を無断で許諾した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約

定した秘密保持義務に違反した場合、違約責任を負わなければならない。譲受人による違約責任の負担は、前項の規定を準用される。

**第八百七十四条** 譲受人又は被許諾者が約定に従って専利を実施し、技術秘密を使用して他人の合法的権益を侵害した場合、譲渡人又は許諾者が責任を負うものとする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

**第八百七十五条** 当事者は、互惠の原則に従い、契約において専利の実施、技術秘密の使用に係る後続の改善された技術成果の共有方法について約定することができる。約定がないか又は約定が不明確で、本法第五百十条の規定に従っても確定できない場合、一方当事者による後続の改善された技術成果について、その他の各当事者は共有する権利がない。

**第八百七十六条** 集積回路の回路配置専有権、植物新品種権、コンピュータソフトウェア著作権等その他の知的財産権の譲渡及び許諾について、本節の関連規定を準用する。

**第八百七十七条** 法律、行政法規に技術輸入契約又は専利、専利出願契約について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

**第八百七十八条** 技術コンサルティング契約とは、一方当事者が技術知識をもって特定の技術プロジェクトについて相手当事者に対してフィジビリティ論証、技術予測、特別技術調査、分析評価報告等を提供するために締結した契約をいう。技術サービス契約とは、一方当事者が技術知識をもって相手当事者に特定の技術問題を解決するために締結した契約をいい、請負契約と建設工事契約を含まない。

**第八百七十九条** 技術コンサルティング契約における委託者は、約定に従ってコンサルティングしようとする問題を述べ、技術背景資料及び関連技術資料を提供し、受託者の業務成果を受領し、報酬を支払わなければならない。



**第八百八十条** 技術コンサルティング契約における受託者は、約定により期限される通りにコンサルティング報告書を完成し又は問題に回答しなければならず、提出したコンサルティング報告書は約定した要求を達成しなければならない。

**第八百八十一条** 技術コンサルティング契約における委託者は、約定通りに必要な資料を提出しなかったことで、業務遂行の進捗と品質に影響を与えてしまった場合であって、業務成果を受領せず又は期間が過ぎて受領したときは、支払った報酬を取り戻してはならず、支払っていない報酬を支払わなければならない。技術コンサルティング契約における受託者は期限通りにコンサルティング報告書を提出しなかった場合又はその提出したコンサルティング報告書が約定に合致しなかった場合、報酬の減額又は報酬の放棄等の違約責任を負わなければならない。技術コンサルティング契約における委託者が、約定の要求に合致した受託者のコンサルティング報告書及び意見に従って意思決定を出したことで引き起こした損失は、委託者が負担するものとする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

**第八百八十二条** 技術サービス契約における委託者は、約定に従って業務遂行条件を提供し、協力事項を完成し、業務成果を受領しかつ報酬を支払わなければならない。

**第八百八十三条** 技術サービス契約における受託者は、約定に従ってサービス項目を完成し、技術問題を解決し、業務の品質を保証し、かつ技術問題を解決するための知識を教え、伝えなければならない。

**第八百八十四条** 技術サービス契約における委託者は契約義務を履行しなかったか又はその契約義務の履行が約定に合致しなかったことで、業務遂行の進捗と品質に影響を与えてしまい、業務成果を受領せず又は期限を過ぎて受領した場合、支払った報酬を取り戻してはならず、支払っていない報酬を支払わなければならない。技術サービス契約の受託者は、約定通りにサービス業務を完成しなかった場合に、報酬放棄等の違約責任を負わなければならない。

**第八百八十五条** 技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程において、受諾者が委託者から提供された技術資料及び業務遂行条件を利用して完成した新しい技術成果は、受託者に帰属する。委託者が受託者の業務成果を利用して完成した新しい技術成果は、委託者に帰属する。当事者に別段の約定がある場合は、その約定に従う。

**第八百八十六条** 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約において、受託者の業務の正常な展開に必要なとされる費用の負担について約定がない場合又は約定が不明確である場合は、受託者が負担するものとする。

**第八百八十七条** 法律、行政法規に技術仲介契約、技術研修契約について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

## 第五編 婚姻家族

### 第三章 家族関係

**第一千六十二条** 夫婦が婚姻関係の存続期間内に得た次の各号に掲げる財産は、夫婦の共同財産であり、夫婦の共同所有に帰する。

- (一) 給与、賞与、労務報酬。
- (二) 生産、経営、投資の収益。
- (三) 知的財産の収益。
- (四) 相続財産又は贈与財産。但し、本法第一千六十三条に規定するものを除く。
- (五) 共同所有に帰すべきその他の財産。

夫婦は共同財産について平等な処理権を有する。

## 第七編 権利侵害責任

### 第二章 損害賠償

**第一千八百八十五条** 他人の知的財産権を故意に侵害し、かつ情状が深刻な場合、被侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

出所：全国人民代表大会ウェブサイトに掲載された「民法典」から、知財関連の条項を抜粋して作成

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。